



表彰状 神山有史院長

救急隊員と医師の連携で患者の命を救おうと設立された県メデイカルコントロール協議会の会長で、亀井病院（徳島市）の神山有史院長（70）が、石井町で総務大臣の救急功労者表彰を受賞した。救急搬送中の隊員と医師が連絡を取り合いながら早く適切な処置を施せば蘇生する例もあるといい、「隊員諸君らの代表でいただいたと思うている」と照れ気味だ。

救急功労者に 亀井病院 神山院長

吉野川市で生まれ育ち、徳島大学を経て麻酔科医師として県内外の病院で勤務。96年から15年間在籍した徳島赤十字病院（小松島市）では救急部長や副院長などの立場で広域的な救急医療を担った。

この間、当直医が搬送中の隊員と直接話す体制を整え、救急患者は受け入れを拒まない基本方針を導入。隊員の研修会を開き、ドクターヘリ導入前に自ら県消防防災ヘリ内で搬送中の救命処置もした。

救急救命士の隊員が近年、心肺停止の人への気管挿管や心臓を動かす薬剤の点滴などをできるようになった。「『防げた死』を減らすため患者に近い彼らの役割がさらに大きくなる」（亀岡龍太）

2016.09.18 朝日新聞 (22面)

受け入れ態勢改善 ■救命士育成

徳島市八万町の亀井病院院長の神山有史さん（70）が、救急診療の発展に大きな功績を残したとして「救急功労者総務大臣表彰」を受けた。増加する救急患者に対応するため、患者の受け入れ態勢の改善や救急救命士の育成などに中心的な役割を果たしたことが認められた。総務省消防庁によると、個人としては県内では初の受賞という。神山さんは「ともに取り組んできた救急医療関係者たちのおかげで笑顔で話している。（河合修平）」

1971年に徳島大学医学部を卒業後、麻酔科医として県立中央病院（徳島市）などで働いていたが、「一刻を争う救急患者を一人でも多く救いたい」と98年に赤十字病院で救急医を希望し、救急部長として県内外の受診要請に対して昼夜間問わず、診療拒否しない方針を決めるなど改革した。それでも、事故や急病で心肺停止の状態が搬送されてくることも多かった。目の前で息を引き取る患者や、一命を取り留めても後遺症が残る患者を何度も見て、悔しい思いをした。今、県内の救急搬送患者は現在約3万人（2014年）で、年々増加傾向にあるという。神山さんは病院での治療だけでなく、搬送中も適切な処置ができれば多くの救急患者を救えると考えた。

97年から県内の救急救命士や救急救命士らに呼びかけ、研修会を企画。気道確保や心臓マッサージなどの技術だけでなく、救急患者の症状を適切に診断する方法などを教えた。この研修会は現在も続き、2003年には県内に102人だった救急救命士が14年には約2倍の2033人まで増えた。救急搬送中の適切な処置や症状の適切な判断して専門的な治療ができる病院に運べる機会が増えたことで、重症化を防いだ事例も増えているという。

現在も病院で診察を行うという神山さんは「重症患者を救うことができた時に最もやりがいを感じる。今後も救急救命士の育成に力を入れたい」と話す。

2016.10.01 読売新聞 (27面)

救急功労者に神山さん

総務大臣表彰 徳島市の亀井病院院長

亀井病院（徳島市八万町寺山）の神山有史院長（70）＝石井町石井＝が、救急救命医療の功労者に贈られる2016年度の総務大臣表彰を受けた。15年間勤務した徳島赤十字病院（小松島市）で、救急救命士を対象とした心肺蘇生法の講習会を始めるなど長年の取り組みが評価された。

神山さんは1996年、徳島赤十字病院で勤務。もと救急功労者総務大臣表彰を受けた神山さん

このほか救命士と医師が連携し、搬送中の患者の詳しい情報を見ながら、救命士が現場に伝わるようにして、治療の断力の向上に力を注ぎたいと話した。

総務大臣表彰は08年に創設され、本年度は神山さんを含む13人・2団体表彰された。

（吉松美和子）

救命士に心肺蘇生指導

救命士に心肺蘇生指導 救命士に蘇生法指導

救命士に蘇生法指導 救命士に蘇生法指導

救命士に蘇生法指導 救命士に蘇生法指導

救命士に蘇生法指導 救命士に蘇生法指導

救命士に蘇生法指導 救命士に蘇生法指導

救命士に蘇生法指導 救命士に蘇生法指導

救命士に蘇生法指導 救命士に蘇生法指導

救命士に蘇生法指導 救命士に蘇生法指導

救命士に蘇生法指導 救命士に蘇生法指導

救命士に蘇生法指導 救命士に蘇生法指導